



不特定多数の方が集合するイベントにおける「消火器の準備」及び「露店等の届出」について

平成 25 年 8 月の京都府福知山市花火大会での火災を受け、多数の方が集まるイベントにおける安全を確保するため、福岡市火災予防条例を改正しました。(平成 26 年 8 月 1 日施行)

不特定多数の方が集合するイベント※1で

- ① ガスコンロなど**火気器具**※2を使用する場合は、**消火器**※3の準備が**必要**です。
- ② **火気器具**を使用する**露店**、**模擬店**などを開設する場合は、消防署への**届出**※4が**必要**です。

不特定多数の方が集合するイベントとは ※1

屋内又は屋外で開催される祭礼、縁日、花火大会、展示会、地域の夏祭り、学園祭などの不特定多数の方が集合するイベントが対象となります。

なお、近親者や友人など個人的なつながりに留まるものや父母が主催する幼稚園のもちつき大会など参加者が特定の方に限定され、関係のある者以外が関与しないイベントは対象外です。ただし、対象外のイベントであっても火気器具を使用される場合は、安全のために消火器や水バケツなどの消火の準備をお勧めします。

火気器具とは ※2

液体燃料を使用する器具・・・灯油、ガソリンなどを使用するストーブ、発電機など
 固体燃料を使用する器具・・・木炭、練炭などを使用するコンロ、七輪など
 気体燃料を使用する器具・・・プロパンガスを使用するコンロ、カセットコンロなど
 電気を熱源とする器具・・・ホットプレート、電子レンジ、電気ストーブなど
 火災の発生のおそれのある器具・・・火消しつぼなど

消火器について ※3

消防検定マークが付いた業務用消火器を準備してください。

※住宅用消火器やエアゾール式消火用具は認められません。



【消防検定マーク】



届出について ※4

「露店等の開設届出書」に露店の配置状況等がわかる略図を添付して、管轄消防署予防課にイベントを行う3日前までに2部提出してください。

(消防局HPからダウンロードできます。)

イベントに係る消火器の準備及び露店等の開設届出 Q&A

Q 消火器は何本必要なのですか？

A 原則として1つの火気器具ごとに消火器が1本必要となります。ただし、一つの露店やテント内に複数の火気器具がある場合については、共同して設けることもできます。

Q 消火器には点検などの維持管理について法的義務はあるのですか？

A イベントに際して、火気器具に準備する消火器については、法的な点検の義務はありません。しかし、メーカーが定める耐用年数を超えているものやサビや変形している消火器は、正常に作動しなかったり、破裂事故のおそれがありますので、使用できません。新しいものとの交換や点検を実施してください。

Q 小学校の校庭で地域の夏祭りを行います。火気器具を使用する模擬店を出しますが、小学校に設置されている消火器を借りてきてもいいですか？

A 小学校などに設置されている消火器は、消防法に基づき、建物の規模などにより設置されているものですので、一時的であっても借りてくることはできません。模擬店専用に消火器を準備してください。ただし、火気器具の使用場所が屋内の場合は、小学校に設置されている消火器で兼用することができます。

Q 消火器を準備していない場合や届出をしなかった場合は、罰則はあるのですか？

A どちらも罰則はありません。
しかしながら、消火器は、火災の初期消火に大変有効なものであり、また、届出を提出していただくことで、火災予防に係るアドバイスを行うことができます。ご自身や来場者の安全のためにも消火器の準備と届出をお願いします。

Q イベントで露店が10店舗出店しますが、「露店等の開設届出」は、それぞれの露店が個別に行う必要がありますか？

A 届出は、露店等を開設しようとする方が行う必要がありますが、一つのイベントに複数の露店等が開設される場合は、イベントの主催者、施設の管理者、露店等を統括する組合等で取りまとめて届け出るようにしてください。

お問い合わせは、最寄りの消防機関へ

※月～金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時まで

各消防署連絡先	中央消防署 762-0119	早良消防署 821-0245
東消防署 683-0119	南消防署 541-0219	西消防署 806-0642
博多消防署 475-0119	城南消防署 863-8119	本部予防課 725-6672

福岡市消防局ホームページ アドレス <http://119.city.fukuoka.lg.jp>

福岡市消防局

検索